

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和3年9月1日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉紀男
委員 奥村敦
委員 坂倉広子

副委員長 片岡直博
委員 浜口一利
委員 世古安秀

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・中村総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井太
議事総務係書記 岡村なぎさ

次長兼
議事総務係長 木田崇

(午前10時00分 再開)

○坂倉紀男委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ではございますが、令和3年9月6日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。総務課長、中村です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年9月6日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

今回の議案は、議案第12号から第13号までが令和3年度補正予算議案2件、議案第14号から第19号までが条例議案6件、議案第20号から議案第22号がその他議案3件の計11件、それから、認定2件、報告8件、合計21件を提出いたします。

次のページをお願いします。

また、追加議案としまして、教育委員会委員の任命、公平委員会委員の選任の人事案件を2件、人権擁護委員の推薦につき意見を求める諮問2件を予定しております。

それでは、まず、議案第12号、第13号につきまして、令和3年度一般会計補正予算（第7号）等の概要をご覧ください。

こちらの概要でございます。

概要の1ページでございます。

補正予算の規模ですが、令和3年度一般会計補正予算（第7号）は、基金積立金で2億1,410万4,000円、地域交通事業で1,532万3,000円、予防接種事業で2,499万4,000円、漁港整備事業で1,166万6,000円、観光振興事業で1,551万9,000円、中学校給与等管理費で1,352万1,000円等を計上し、補正後の一般会計予算額は122億8,000円となります。

特別会計におきましては、介護保険事業特別会計で150万円を計上し、補正後の特別会計予算額は69億1,401万2,000円となります。

主な内容について説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

7ページの下段ですが、町内情報化推進事業として、予算額は633万4,000円を計上しております。庁舎内や外部との会議等をリモート形式で行う環境の整備・拡充により、3密を避け、感染リスクの低下を図るため、ICT機器、パソコン、タブレットなどの購入と庁内ネットワークの環境の構築、Wi-Fi整備に係る費用を補正します。

8ページをお願いいたします。

地域交通事業として、予算額は1,532万3,000円を計上しております。コロナ禍での非接触決済を促進していくため、関係部署と連携し、かもめバス及び市営定期船の周遊券と市内施設店舗で利用できる特典を

セットにしたデジタル切符を試験的に販売するための費用を補正します。

次に、下段の保健衛生総務一般給与費として723万円を計上し、新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するに当たり従事する職員の時間外勤務手当の不足が見込まれるため、補正をします。

9ページをお願いいたします。

保健衛生一般管理経費として869万4,000円を計上し、新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するに当たり、業務補助として会計年度任用職員を10月から引き続き雇用するための費用等を補正します。

下段ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業として2,499万4,000円を計上し、新型コロナウイルスワクチン接種について10月以降も未接種者を対象に集団接種を実施することから、医師、看護師、薬剤師、補助員への報償費やワクチン接種に伴うコールセンター、会場運営、会場使用、文書印刷などの費用を補正します。

続いて、10ページをお願いいたします。

林業一般管理経費として627万4,000円を計上し、森林経営管理制度に基づく森林の経営管理を円滑に行うための計画策定業務について、今後の森林管理に必要となる基礎調査を市全域に広げて実施する費用等を補正します。

11ページをお願いいたします。

漁港整備事業の始端事業としまして1,166万6,000円を計上し、県営答志漁港において三重県が実施する臨港道路整備事業に対し、負担金を支出するため補正をします。

下段ですけれども、観光振興推進事業として2,551万9,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な打撃を受けた観光施設や宿泊施設を支援するため、新たな観光客の誘致や市内周遊促進につながる事業を実施します。

12ページをお願いします。

12ページの下段ですが、中学校管理業務として1,352万1,000円を計上しております。神島小・中学校の旧校舎跡地について芝生整備など神島中学校のグラウンドとして利用するために必要な費用を補正します。

13ページをお願いします。

13ページ下段ですが、東京2020オリパラ推進事業として300万円を計上しております。ふるさと創生基金繰入金を活用し、東京2020オリンピックで金メダルを獲得した山田優選手を市全体で祝福し、盛り上げるための費用を補正します。

15ページをお願いします。

債務負担行為補正ですが、鳥羽マリンターミナル維持管理経費として4,350万円を計上しております。現在鳥羽マリンターミナルの管理は、鳥羽市開発公社が指定管理者として業務を行っているところですが、令和3年度末で指定の期間が満了となることから、債務負担行為を設定するものです。

次に、運動施設管理運営事業として1億8,000万円を計上しております。中央公園運動施設の効率的な管理や市民サービスの向上を目的としたスポーツ文化事業を行う市運動施設指定管理業務の債務負担行為を設定するものです。

続きまして、先ほどの議案一覧表のほうに戻っていただきまして、3ページ目以降に提出議案概要がありますので、そちらをご覧ください。

議案第14号、鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、税務課です。

過疎地域自立促進特別措置法の失効を受け、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、地域の持続的な発展を実現するための税制上の措置に関し必要な事項を定めるものです。内容は、①としまして、対象事業の追加、情報サービス事業等でございます。②としまして、固定資産税免除の対象となる取得価格の変更です。それから、鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例は廃止をします。

続いて、議案第15号、鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、税務課です。

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正により生じた引用条項のずれを整理するため、所要の改正を行うものです。

議案第16号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、市民課です。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請の提出期限の特例について、適用期間を延長するため、所要の改正を行うものです。内容は、適用期限について令和3年3月31日を令和4年3月31日に改めます。

次のページをお願いします。

議案第17号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、市民課です。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を延長するため、所要の改正を行うものです。内容は、適用期限について令和3年9月30日を令和3年12月31日に改めます。

次に、議案第18号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、健康福祉課です。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例について、適用期間を延長するため、所要の改正を行うものです。内容は、適用期限について令和3年3月31日を令和4年3月31日に改めるものです。

続いて、議案第19号、鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について、教育委員会総務課です。

市立かもめ幼稚園における預かり保育の保育料と市立保育所における保育の利用者負担額との不均衡を解消するため、所要の改正を行うものです。内容は、預かり保育の保育料について、国が定める無償化条件額と同額に改正することにより、利用者の負担をゼロ円とするものです。

議案第20号、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の策定について、企画財政課です。

持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を実現するため、鳥羽市過疎地域持続的発展計画を策定したく、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いします。

議案第21号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について、企画財政課です。

本市の各離島及び石鏡町辺地の公共的施設の総合整備を進めるため、鳥羽市辺地の総合整備計画を策定したく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第22号、令和2年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、水道課です。

令和2年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。内容は、令和2年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金2億418万8,925円の全額を自己資本金に組み入れるものです。

続いて、認定第1号、令和2年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、企画財政課です。

令和2年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について監査委員の審査に付したので、その意見をつけて議会の承認を求めるものです。表の下段の合計欄ですが、歳入は224億3,801万9,000円、歳出は217億2,134万2,000円、翌年度繰越財源は750万円、実質収支は7億917万7,000円となっております。

次のページをお願いします。

認定第2号、令和2年度鳥羽市水道事業会計決算認定について、水道課です。

令和2年度水道事業決算の収益的収支（1）ですが、収入決算額10億3,868万1,000円、支出決算額10億9,789万2,000円となり、消費税を除いた収支差引で1億605万5,000円の純損失となりました。（2）の資本的収支につきましては、収入決算額が5億4,315万7,000円、支出決算額が9億5,420万3,000円となり、収支差引4億1,104万6,000円の不足となりました。また、補填財源としまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は4,648万2,000円、過年度分損益勘定留保資金は5,432万円でございます。

次に、報告第2号、令和2年度鳥羽市健全化判断比率の報告について、企画財政課です。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のためございません。実質公債費比率は9.3%、将来負担比率は52.5%でございます。

続きまして、報告第3号、令和2年度鳥羽市定期航路事業特別会計、それから、第4号、令和2年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計、それから、第5号、令和2年度鳥羽市水道事業会計、それぞれの資金不足比率の報告につきましては、資金不足が生じないためございません。

次のページをお願いします。

報告第6号、一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告につきましては、地方自治法の規定に基づき定められた法人について経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するものでございます。各予算書、決算書を配付しておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、報告第7号、専決処分した事件の報告について（令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第5号））、企画財政課でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、選挙費1,500万円を増額する補正予算を令和3年8月12日付で専決処分しましたので、報告するものでございます。

続きまして、報告第8号、専決処分した事件の報告について（令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号））、企画財政課です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、災害復旧費4,000万円を増額する補正予算を令和3年8月25日付で専決処分したので、報告するものでございます。

続きまして、報告第9号、専決処分した事件の報告について（自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）、建設課です。

令和3年3月16日午前9時頃、船津町地内の市道船津霊園線において、埋設された排水管の破損により道路陥没が生じ、同所を走行した相手方車両の一部を破損させたので、市はその損害について和解し、賠償しましたので、報告するものです。損害賠償額は4万8,778円、相手方はご覧のとおりでございます。

以上で令和3年9月6日会議の提出議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○坂倉紀男委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

局長。

○岩井事務局長 それでは、私のほうから9月会議の日程についてご説明いたします。

9月6日の会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からも説明のありましたとおり、予算議案2件、条例議案6件、その他議案3件、認定2件、報告案件8件、その後発議1件、請願2件の合計24件を考えております。

また、9月15日水曜日、追加議案としまして、人事案件を予定しておりますので、9月6日月曜日の本会議終了後に全員協議会を開催し、説明をいただくこととなっております。

次に、その議案の取扱い並びに会議日程についてでありますがお手元の会議日程案をご覧ください。

会議日程及び議案の取扱いについては、9月6日に会議を再開いたします。議事に先立ちまして諸報告の後、議録署名議員の指名後、議案第12号から議案第22号の11件を一括議題とし、提案者の趣旨説明、続いて認定第1号及び第2号を一括上程し、提案者の趣旨説明、その後、報告第2号から第9号について一括上程し、提案者の趣旨説明をいただきます。

続きまして、発議第4号について上程、提案者の趣旨説明を行った後、議案に対する質疑、委員会付託を省略した後、討論の上、表決を行います。その後、請願第2号及び第3号を一括上程した後、提案者の趣旨説明を行います。

一般質問につきましては4人となっておりますので、9月10日の1日で終了となる予定としております。

続きまして、9月15日に付議議案を一括上程し、質疑を行った後、各常任委員会へ付託いたします。人事案件として、議案第23号から第24号、諮問第1号から第2号を一括上程し、提案者の趣旨説明をいただき、議案に対する質疑の後、表決を行います。

各常任委員会の日程につきましては、9月16日に行政常任委員会を開催し、請願2件を含んだ11議案について審査をいただきます。

予算決算常任委員会につきましては、決算審査としまして、9月17、21、22、24日の4日間を午前

9時から始めさせていただき、補正予算議案の審査を9月27日午前10時から開催とし、1日間で行いたいと考えております。

9月30日の会議におきましては、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行い、散会となる予定としております。

なお、9月10日における一般質問における議場への入場に関して事務局から少しご提案させていただきますので、別の資料のA4縦の9月10日金曜日一般質問におけるコロナ感染対策における議案内出席議員(案)ということでご覧ください。

議場内における議員の皆様の出席を半減するために、コロナ対策のため行うために、一般質問をされる方、午前中お二人、午後2人等を正副議長は一日そのままいていただくという形で、議場内8人で、控え室と書かさせていただきましたが、この第2、第3委員会室に来ていただいて、ここでモニターで映させていただいて、議場内の様子を見ていただければと考えております。昼からにおきましては、一般質問に坂倉広子議員と南川議員が出ますので、あと6人の議員の方に議場に入らせていただき、午前とひっくり返って同じくこちらの第2、第3控室でモニターで議場内の様子を見ていただければと考えておるところであります。

なお、執行部側におかれましては、一般質問においては、市長、副市長、教育長、会計管理者、総務課長、企画財政課長の6人は一日固定とさせていただいて、一般質問に答えていただく課長さんの皆さんについては、絞り込んで議場への出席をお願いしたいと考えておるところです。

なお、一般質問される4人の議員の皆様には、執行部の出席の課長さんについては、そういう旨をお伝えさせていただいております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○坂倉紀男委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことにつきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

浜口委員。

○浜口一利委員 コロナ対策でこのようにしなければいけないのかなと今聞いていたところなんですけれども、議員もそうで執行部のほうもそのような案ということであればいいと思います。それはもう仕方ないことなんです。

○坂倉紀男委員長 はい、事務局長。

○岩井事務局長 ありがとうございます。

執行部側の議場に入場される課長さんについては、まだどの課長さんに入らせていただくというまでは、ちょっと今のところ分からないものですから、ただ絞らせていただきたいという形で相談させていただきます。

以上です。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 先ほど会議日程の中でもお話しさせていただきましたが、9月15日に人事案件の議案を追加させていただきたいことから、9月6日の全員協議会で説明した後、9月15日の追加議案という形にしたいと思っておりますので、内容につきましては、先ほど総務課長からありました議案第23号、第24号、諮問第1号、第2号の4件になりますので、よろしく申し上げます。

以上になります。

○坂倉紀男委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことにつきましてご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上でございます。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午前10時30分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年9月1日

議会運営委員長 坂 倉 紀 男